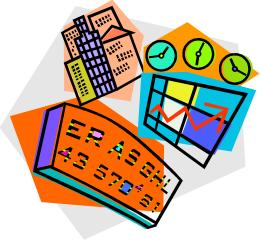


# 第1回 コーポレートガバナンス（執行と監視）

(会社法改正要綱を読んで)



会計と経営のブラッシュアップ  
平成 24 年 10 月 1 日  
山内公認会計士事務所

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(トップの暴走はなぜ止められないのか 奥村宏著 H24.5 東洋経済発行)(ガイダンス コーポレートガバナンス 青井倫一監修 中央経済社発行)(会社は頭から腐る 富山和彦著 H19.8 ダイヤモンド社発行)

## I マネジメントとガバナンス

### 1. コーポレートガバナンスとは

ドラッカーは、その著、**現代の経営**の中で、「企業はその**中央**において、**第一に統治の機関**を必要とし、**第二に評価・監視機関**を必要とする。企業の仕事、成果、文化は、**トップマネジメント**を構成するそれら二つの機関の質に依存する。」という旨を述べている。

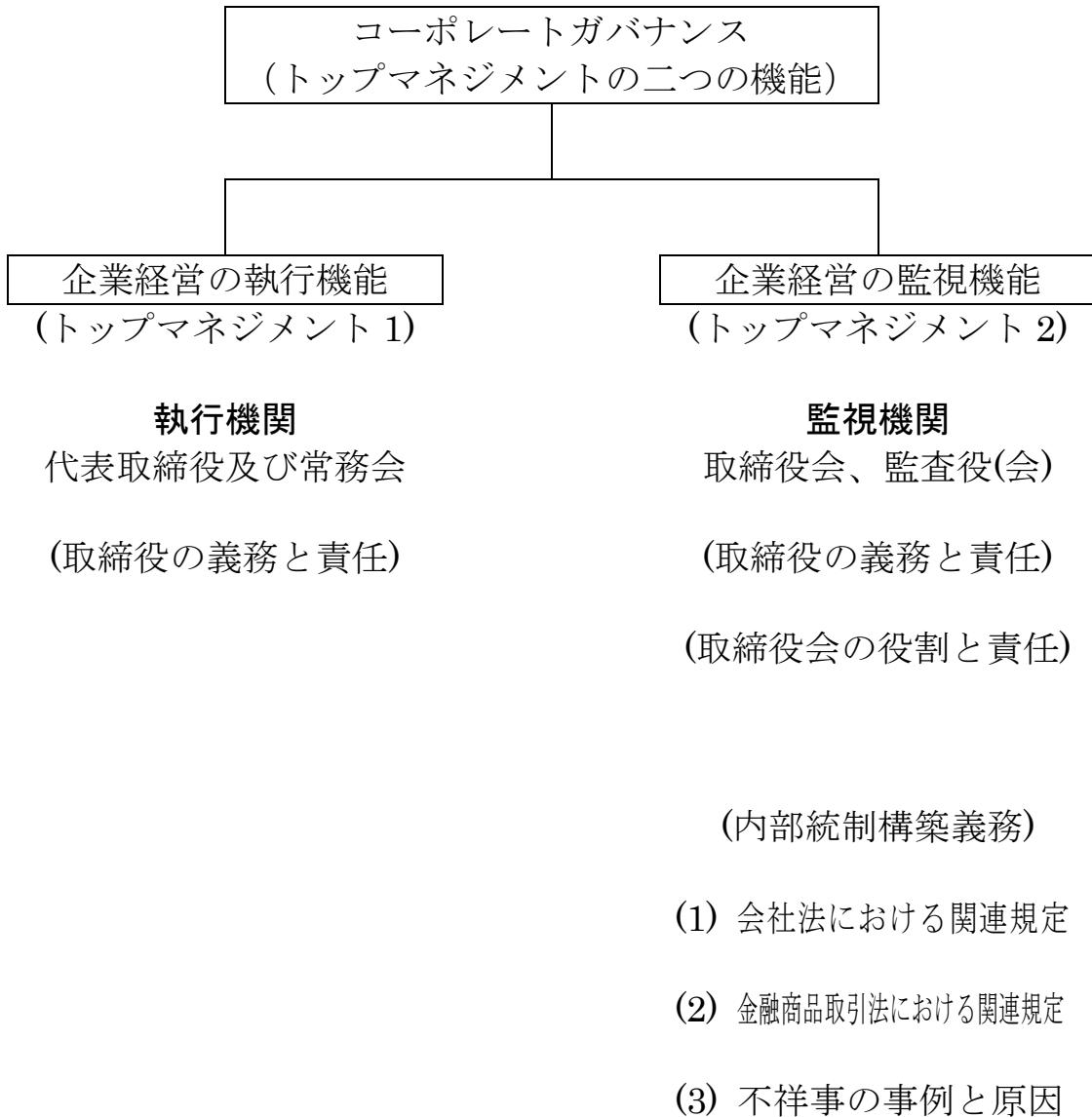
**企業価値を高める**コーポレートガバナンス体制が必要である。日本の会社は**調和を重視する価値観**が支配的である。構成員には集団内の軋轢を避けようとして、内輪の規範が外部の社会規範に優先する傾向がある。このような組織は活性化が不足する。企業価値を高めるには**マネジメント**(執行機能)を充実させるとともに、**評価・監視機能**の健全化即ち、組織の腐敗を防ぎ、強味を維持するために外部規律が重要になる。

財務省は 24 年度末時点の「**国の借金**」(国債と借入金、政府短期証券を合せたもの)は 1,085 兆円になるとの見通しを明らかにした。これは 23 年度末と比較して 126 兆円の増加となる。高齢化で膨張が続く**社会保障費**や**大震災の復興費**によるものであり、4 年連続で新規国債発行が税収を上回ることになる。GDP の 2 倍を超える巨額の借金、国債の売れ行きが鈍ることによる金利の上昇を考えれば、責任感のある国の運営とは言えない。

政府の役割は、会社的に言えば、**マネジメント（執行）**と**説明責任（監視）**である。このような**責任感のない執行**を行ない、また**監視機能が働かない**ことは、**ガバナンスの無視**であり、組織にとって**最も危険**なことである。それは長年にわたって巨額の損失が隠されてきた「オリンパス」、「大王製紙」、「AIJ 投資顧問」などの**最近の巨額不正の事例**を見ると明らかである。

## 2. コーポレートガバナンスの全体構成

企業統治とは、企業を効率的に、且つ適正に経営することである。



コーポレートガバナンスは、一方では、企業経営の活性化、発展と利益の最大化のための活動機能であり、他方では、企業経営の安全と継続を図るための監視機能である。この両者によってトップマネジメントが構成されると考えるべきである。

### 3. 正しいガバナンスと問題点

継続的に企業を発展させるもの。

それは、マネジメント(執行機能)と説明責任(評価・監視機能)である。

これらの問題をすべて制度や仕組みの問題として解決することは不可能に近い。また、そうすることは逆に多くのメリットを奪ってしまう可能性もある。即ち、ルールとともに、マネジメントの心構えが必要である。

#### (マネジメントの問題点)

監視機能（説明責任）を執行機能と同レベルの経営の中央（最高）機能と考える必要がある。

#### (取締役会の問題点)

取締役会は株式会社の業務に関する意思を決定し、取締役の職務執行を監督する機関、取締役の全員で構成されるとされているが、ここに不祥事の発生する原因、即ち執行者の批判性を欠いた承認機能になる恐れがあるのではないか。

#### (株主の問題点)

個別の株主は、株主全体の利益を代表する立場になく、株主総会を通じて取締役の業務執行をコントロールすることは難しい。また、株主にとっては、積極的な監視がある一方で、株式の売却という方法がある。

#### (取締役会、監査役の問題点)

経営陣に対する監督、モニタリングは、取締役会こそが中核的な役割を果たすべきである。そのためには、経営者との間に従属関係や強い利害関係のない、マネジメント(執行)から独立して監督、評価のできる取締役の存在が必要である。監査役、監査役会は業務執行の「適法性」の監査が主となり、経営の「妥当性」は取締役会が主となるべきである。

#### (従業員にとって)

#### (社会にとって)

## 4. ガバナンスの最も重要なテーマは何か

究極的には、トップマネジメントの執行における受託責任であり、監視機能としての選抜と罷免という権限にある。

監視機能は、直接的には取締役会であり、間接的には監査制度である。

トップマネジメントは、企業価値を高める経営の執行機能である。

投資に値する事業に投資し、経営努力によって企業の拡大と発展を行ない、事業を継続する義務がある。監視機能と執行機能は相俟ってコーポレートガバナンスを構成する。

### (監査基準とガバナンス)

平成14年に公表された改訂監査基準は、次の点をあげているが、これは企業リスクに対応し、企業価値を高める経営を目指すことと一致している。

- ①不正発見に対する姿勢の強化
- ②継続企業の前提
- ③リスク・アプローチの徹底
- ④新たな会計基準への対応
- ⑤監査報告書の充実、整備

### (情報開示の基礎に受託責任)

平成16年の財務情報のフレームワークにおいて、財務会計の主目的は、投資家の意思決定に資する情報開示とされている。しかし、この情報開示は受託責任に基づいたものでなければならない。企業経営者の受託責任こそコーポレートガバナンスの基礎となるものである。

### (業務執行取締役の職務執行監督機能の問題点)

取締役会は取締役の職務執行を監督する機能を有しているが、その構成員に業務執行取締役がかかわっていることは、充分な監督機能を果たす上で問題である。例えば、トップマネジメントの選抜と罷免に関連する当事者は権利の行使は行うべきではない。監督機能というよりも、業務執行についての責任の認識がより必要ではないか、或いは一定の執行議案の承認権は別に決めるべきではないか。即ち、取締役会の業務執行機能と決定機能と監視機能の分離を図る必要があるのではないか。

## 5. アカウンタビリティ（説明責任）

アカウンタビリティとは、株主から資産の管理運用を委託された経営者が果たすべき説明責任のことである。一般的には企業の財政状態及び経営成績をまとめた決算書類の報告である。経営者のアカウンタビリティ（説明責任）を果たすためには良好な内部統制を構築する必要（義務）がある。この説明責任（情報開示）の基礎には受託責任がある。

内部統制の目的は次の四つに集約される。

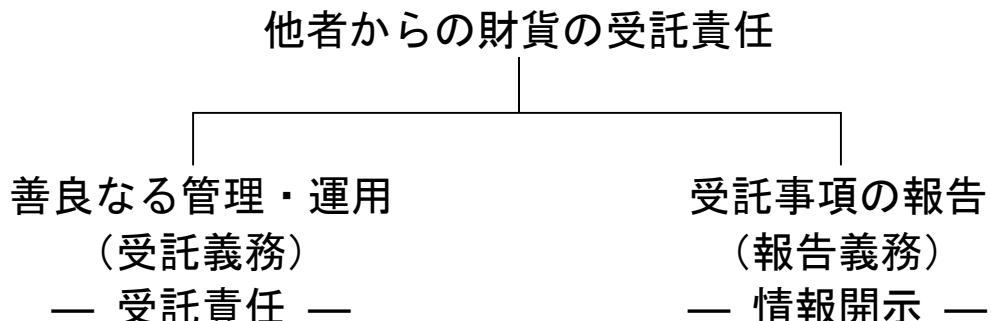
- ①経営目的や経営資源の保護など業務の有効性・効率性
- ②公表された財務情報と作成の信頼性
- ③組織の維持のための関連法規の遵守
- ④資産の保全と取得、使用、処分等の適切さ

企業というものは人為的に作られたものであり、自然に発生したものではない。従ってそれ自体に説明責任というものが必要である。企業で不祥事が繰り返されるのはその生まれた理由による。

(取締役会の監視機能の明確化)

- (1) 取締役会の機能の明確化
- (2) 業務執行機能との分離
- (3) 一定の業務執行議案の承認権
- (4) 業務執行決定機能と監視機能の区分明確化
- (5) 業務執行取締役の参加権の明確化

受託責任の一般的な理解（民法、会社法）



## 6. 内部統制システム構築義務

### (1) 内部統制体制を構築すべき会社法上の義務

取締役会は、会社法上、重要な業務執行について決定することが求められているため、会社経営の根幹にかかわる内部統制システムの大綱については、取締役会で決定することが必要とされる。また、業務執行を担当する代表取締役および業務担当取締役は、大綱を踏まえ、担当する部門における内部統制システムを具体的に決定すべき職責を負っている。このように取締役が負う内部統制システム構築義務は、取締役としての善管注意義務及び忠実義務の一部を構成しており、内部統制システム構築義務を怠った取締役は、会社に対する任務懈怠責任を問われる可能性もある。

### (2) ガバナンス（執行の監視機能）

取締役会によるリスク管理体制（内部統制システム）の構築は、経営管理（コーポレートガバナンス）の基本項目として重要視されている。すなわち、「法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び財務報告態勢等の内部管理態勢（いわゆる内部統制システム）を構築することは、取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか」としており、「取締役会は、経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、当該金融機関の業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る基本方針を定め、組織全体に周知させているか。内部管理基本方針は、当該金融機関の営む業務の規模・特性に応じ、適切な内容となっているか」とされており、リスク管理体制を構築できているかどうかがガバナンス評価の基本項目に位置づけられている。

### (3) 事 件

1995年に発覚した旧大和銀行ニューヨーク支店巨額損失事件では、「整備すべきリスク管理体制の内容は、リスクが現実化して惹起する様々な事件事故の経験の蓄積とリスク管理に関する研究の進展により、充実していくものである。したがって、…現時点で求められているリスク管理体制の水準をもって、本件の判断基準とすることは相当でない…。また、どのような内容のリスク管理体制を整備すべきかは経営判断の問題であり、会社経営の専門家である取締役に、広い裁量が与えられていることには留意しなければならない」（大阪地裁平成12年9月20日判決）と示されている。

## 7. 内部統制とコーポレートガバナンスとの関係

内部統制とコーポレートガバナンスとの関係である。企業不祥事が多見される中、コーポレートガバナンスの一環としての内部統制の重要性が高まっている。コーポレートガバナンスは、「企業自治」ともいわれ、マネジメント（執行機能）の充実と併せて、企業自らが主体的に企業不祥事防止に向けた取組みを行う点に意味がある。

企業不祥事は、近年に始まったことではなく、昔から存在していた。しかし、一昔前においては、企業不祥事の原因は、役職員の個人の問題として捉えられる傾向にあり、企業倫理の周知・徹底を図るとともに、仮に法令・定款違反により会社に損害を及ぼした際に、懲戒解雇や降格、給与カットなどの懲罰を個人に行うことによって、事後的に処理していた。また、法的にも、取締役会や監査役（会）などの会社機関の機能の改善、及び株主の監督是正権や違法行為是正権の強化などによって、対応を図る傾向が強かった。

しかし、一方で、法律の改正に加えて、各企業が組織的かつ機能的に対応することがリスクの未然防止に役立つとの認識が高まっている。COSO レポートが主張する統制環境・リスク評価・統制活動・情報と伝達・監視活動の内部統制の構成要素は、このような組織的かつ機能的な対応のために不可欠な内容を示したものであったといえよう。

他方、内部統制は常に進化し改善すべき点であることは強調したい。企業を取り巻く環境は日々変動するとともに、企業自体もその変動に対応しなければならない。このような状況では、リスクの内容及び程度も変容するものであり、変化に対応した内部統制システムを構築・運用する体制の整備が求められる。

## 8. 巨額の不正と内部統制

会計の最大の目的は**企業財産の保全**である。その一面は**効率的な経営**であり、もう一つの面は**不正の防止**である。最近、大王製紙、オリンパス、AIJ 投資顧問等の巨額な会計不正や破綻が連続して発生している。これらの事故の発生を防止し、経営者の暴走を止め、**ガバナンス**を確立するのが内部統制である。しかし乍ら、現実に起きている不正の発生は、企業における内部統制の評価と監査が有効に機能していないためだと言える。

会社法や金融商品取引法を初め、内部統制については、法律や多くの原則、指針等が基準化されている。その必要性が認識されたのは米国における巨額の不祥事による**会計不信**であり、その**反省**を込めて法制化された。

2001年からエンロン、アンダーセン、ワールドコムを相次いで倒産に追い込んだ大規模な会計不正に対する失われた信頼を取り戻すために、2002年に米国において**SOX法(企業改革法)**が施行された。そのポイントは、経営者と監査法人が企業の内部統制とその開示の評価を毎年実行することであった。

米国に遅れること4年、西武鉄道、カネボウ事件などを経てわが国では金融商品取引法が法制化され、内部統制制度が導入された。すべての上場企業は、財務諸表に係わる**内部統制制度を構築し、その監査を受けなければならないこと**になった。それは手痛い被害に基づいた反省である。

巨額な不正が再発するのは物事の本来の目的が失われているからである。内部統制の評価と監査の運用についての重点の置き方が誤っているのではないだろうか。例えば、代表的な**内部統制基準**である「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」基準化されている多くの項目のうち基本的に必要なものは、極論すればただ一項目、**全社的な内部統制**の部分である。全社的な内部統制の対象は、①**財務諸表そのもの**、②**連結ベースの思考**、③**財産の保全**である。これらの点について株主、取締役会、監査役、会計監査人等の法的機関が経営者に対して機能すれば、巨額な不正は防ぎ得る。要は、これらの機能が当然のこととして、頭(経営トップ)に対して作用すれば、頭は腐らず、巨額な不正が起こることは少ない筈である。

結論として言えば、制度化された内部統制の評価と監査によってその**目的とする成果(財産の保全)**を図る**目的意識と不屈の順法精神**を持って業務を実施するべきである。上記の「**あり方**」を読んで多大のコストと時間をかけて構築した内部統制であるのに、労多くして実益の少ない内部統制基準の実施に停まっていることを反省すべきである。部分的で、細かくて、複雑なチェック事項ばかりに無駄なエネルギーと時間を浪費せずに、本来の目的である**経営責任(全社事項)**のチェックを実質的に行う、即ち**森を見ること**を忘れないことが肝要である。雨の後の水たまりで釣りをするような実務や心構えでは魚は釣れないのである。

## 9. ガバナンス構造と企業理念

平成 21 年 9 月、沖縄ファミリービジネス研究所（沖縄本部）において「沖縄の長寿企業」の意識調査を行った。

**企業存続のための条件**とは何か、長期的に企業を維持、発展させる要素について、沖縄県内の代表的な長寿企業の上位 95 社にアンケート調査を行った結果である。

今回の調査は長寿企業の強化と存続に有効な原則（経営戦略）をまとめることである。

調査の結果、**企業存続 6 つの要諦**が企業の強化と存続のために有効であるとの結果を得た。

### 企業存続 6 つの要諦

要諦	外部環境との関わり	内部組織の確立と統制
ガバナンス	企業外部に対する誠意 企業行動の開示性と明確さ 地域に対する役割と責任の認識 監視的機能	創業理念と本業の維持、強化 経営の自由度と長期展望 依存心の少なさとハードワーク 監視的機能（第 3 の戦略）
顧客の満足	市場、顧客の尊重（第 1 の戦略） 顧客満足の配慮と向上 原材料、商品の安定供給	販売、生産プロセス等の確立 新商品の開発、競争力の強化 信用、対話、満足の持続
チャレンジ精神	企業理念の実現と環境への対応 商品、サービスの革新	本業重視による企業の維持と発展 弱みの克服と永続への挑戦、革新
人財の育成	雇用の維持と拡大 人間、労働の重視	従業員の確保と教育（第 2 の戦略） 企業内での人財の活性化
財務の充実	適正利益の確保 金融、財務の安定	自己資金の維持と充実 浮利を追わない堅実な経営
社会的責任	三方よし、特に世間よし 地域に仕事をする心構え	事業の遂行と地域の活性化 CSR 体制の確立、多元性の尊重

## 10. 企業の社会的責任による経済の活性化

東印度会社に始まり、長い歴史の中で、バブル・不祥事といった大きな問題を起こしながらも我々の生活を豊かにしてきた。

我々に大きな余剰、即ち企業価値をもたらしてきたと言える。

しかし、CSRの必要性に見られるように、企業サイドのシステムの更新を図らねばならない時期に来ている。

それらは、コーポレートガバナンス、内部統制、リスクマネジメントといった企業の社会に対する説明責任の分野である。

今後、社会の中の企業として「企業をいかにうまく運営すべきか」という課題だけでなく「いかに社会に貢献すべきか」という課題をも考慮しなければならない。

## (オリンパスの損失隠しと不正会計)

「トップの暴走はなぜ止められないのか」（奥村宏著より）

### (1) 事件の経過

- ①1980年代、円高によって輸出が困難になったオリンパスは、財テクに力を入れて金融商品の投機に走った。
- ②90年度になってバブルが崩壊するとともに、数100億円の含み損を抱えるようになった。
- ③そこでハイリスクのデリバティブ取引で損を取り返そうとしたが、逆に損失を1,000億円にまで膨らました。
- ④1999年時価会計が導入され、損失が表面化することを避け、飛ばしを行って損失の出た有価証券を簿外の受け皿ファンドに移すことで、連結決算の対象から外した。
- ⑤その後、イギリスの医療機器メーカー・ジャライスと日本の医療廃棄物処理会社などの買収により含み損を解消しようとした。
- ⑥菊川社長の指揮下で、山田監査役と森副社長が1,300億円もの巨額の損失を隠し粉飾決算を行って来た。
- ⑦オリンパスのマイケル・ウッド・フォード社長がこの不正会計について知ったのは月刊誌FACTAの2011年8月号の記事（企業スキャンダル・オリンパス・巨額M&A失敗の怪）を読んでからである。その後、イギリスのPwC会計事務所等による調査を行った。
- ⑧マイケル・ウッド・フォード氏は2011年10月14日の臨時取締役会で解任され、イギリスのSFO（重大不正監視局）やアメリカのFBI（連邦捜査局）に調査を依頼した。

(下山社長 80年代)

財テクでの含み損 → 数百億円の含み損の先送り → (知らなかつた)

(岸本社長 90年代)

海外ファンドへの飛ばし → (発言なし)

(菊川社長 2011年)

企業買収を利用した不正会計 → (不正会計を認める)

### (2) 海外から突きつけられた課題

「日本の会社に果してコーポレートガバナンス（企業統治）とコンプライアンス（法令順守）があるのか」という疑問である。

### (3) オリンパスの評価・監視体制のチェックシステム

- ①社外取締役 3人
- ②常勤監査役及び社外監査役 2人
- ③内部通報制度（係争中）
- ④取締役（全員がウッドフォード社長の解任に賛成）

### (4) ウッドフォード氏の指摘

- ①社長等の地位に対する絶対的な敬意
- ②絶対的な権力は必ず腐敗する
- ③コーポレートガバナンス（企業統治）にはチェック・アンド・バランスが必要である

## 監査法人の責任

現代の大企業の経理や事業の内容は、一般の投資家には理解できないほど複雑になっている。

その情報格差を埋めるために監査法人やアナリストがある。現代の資本主義社会経済はそのような専門家の助力なしには成立しない。企業の不正行為を投資家に客観的に伝えなかつた彼等の責任は大きい。

## 飛ばし

1990年度の後半、日本の証券会社では営業持金（利益保証）で運用している株式に含み損が生じ、これを他社に一時的に引取ってもらう「飛ばし」が行われて問題になった。

①山一證券が信託銀行に特定金銭信託を設定して国債を信託し、その国債を運用という名目で何重にも子会社を経由して、目的の子会社に貸付ける。子会社は国債を山一へ売り現先に出し、それによって得た資金を用いて顧客の株式を簿価で買取った。（売り現先とは、手持の国債を買戻し条件付で売ること。これは借り入れをするのと同じである）

②日本長期信用銀行は、多数のダミー会社を設立した。

そして、貸付が不良債権化したとき、担保の土地を受け皿会社が簿価で買収し、これによって借入金を返済させた。こうして子会社に損失を移したのである。受け皿会社は、土地購入資金と建設資金の融資を長銀から受け、その土地に建物を建設して賃貸し、賃料で元利の支払いをする。こうした操作で不良債権を健全債権に変えた。

## (大王製紙の不正会計)

### (1) 事件の経過

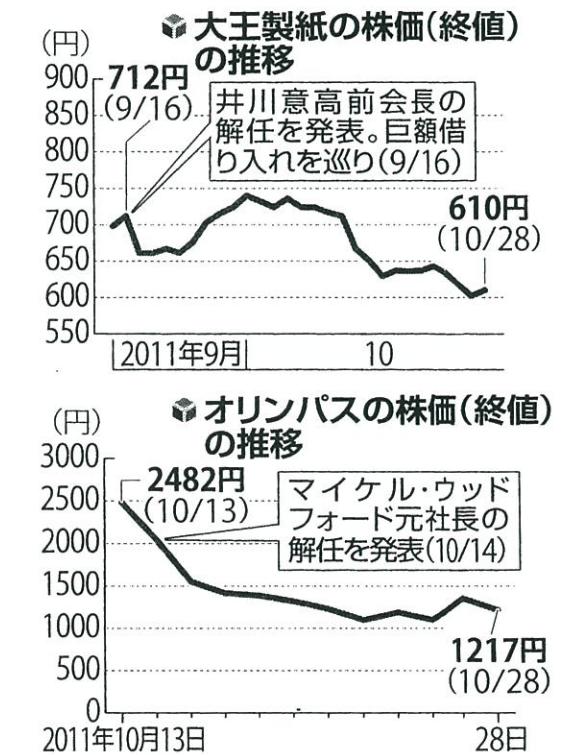
- ①2011年9月大王製紙に、子会社の従業員からの井川意高会長が会社の金を使ってカジノで大損をしているという内部告発のメールが発端。
- ②2010年5月～2011年9月にかけて計26回にわたり、取締役会の承認を得ないまま、無担保で約106億円を借り入れ、未回収金は59億円になっている。
- ③2011年10月、大王製紙は井川前会長を会社法違反（特別背任）の容疑で告訴し、東京地検特捜部が捜査し、逮捕した。

### (2) 大王製紙のチェック機能

- ①経理担当者は取締役会に充分な資料を提出せず承認を求めた。
- ②取締役、監査役は①に全く疑問を挟まなかった。
- ③子会社統括部門の幹部も知ってはいたが問題にしなかった。
- ④井川会長の父親で顧問の井川高雄氏が経営面の実権を握り、納得しなければグループ内の幹部人事は決められなかつた。
- ⑤大王製紙は上場会社であり、個人投資家や金融機関、生保会社、投資信託、年金基金などが株主となっている。

### (3) 井川家の支配株式

一族及びファミリー企業数社を合わせて全体の持株比率は20%程度である。また、国内における連結子会社35社のうち大王製紙が株式の過半数を所有しているのは3社のみである。



## (AIJ 事件)

### (1) 概要

平成 24 年 4 月、AIJ 証券の代表者の国会における答弁を見て驚いた。

「損失は取り返せるものと思っていた。その自信もあった。」

質問の趣旨は、損害を与えたということの以前に、法的な基準を超えて、違法な運用をしていたそのことに向けられるべきである。

### (2) 事件の経過

- ①2011 年 9 月現在、全国 124 の主として中小の企業年金から、1,984 億円の資産の運用を受託していた。
- ②2012 年 1 月、同社はこれまで顧客に対し、240% 運用利回りを確保していると説明してきたが、この時点の証券取引等監視委員会の検査により、運用資産の大部分が消失していることが明らかとなった。
- ③2012 年 2 月 24 日、金融庁は金商法に基づく 1 ヶ月の業務停止命令を出した。
- ④2012 年 3 月 23 日、証券取引等監視委員会が、AIJ への強制捜査に着手した。野村証券や社会保険庁の OB が多数関与していたと見られる。
- ⑤2012 年 3 月 27 日等、衆議院財務委員会等に AIJ 社長浅川和彦外コンサルタントの西村、石山が参考人招致された。  
浅川は、損失は取り戻せる範囲であり顧客を騙した認識はないとの答弁を行った。AIJ 取締役高橋は病気を理由に応じなかつた。
- ⑥2012 年 6 月 19 日、警視庁捜査第 2 課は、虚偽の運用実績を示して 2 つの年金基金から約 70 億円をだまし取ったとして、詐欺容疑で浅川、西村、高橋、小管を逮捕した。  
浅川らはファンドを実際の価値の 5~135 倍で販売していたという。

### (3) AIJ 投資顧問（事業報告書）

年に一度金融庁に事業報告書を提出する義務があるがその内容は外部監査を受けなくてもいいことになっている。

### (4) AIJ 投資顧問（監査等）

2004年3月期以降、損失と虚偽報告を繰り返しながら何故これまで問題発覚が遅れたのか。

運用を指示する	AIJ 投資顧問
営業を担当	アイテイ一エム証券（国内監査法人）
年金の受入先	AIM グローバルファンド（英領ケイマン諸島の管理会社）（英國監査法人）
管理会社	AIM（英領バージン諸島の管理会社）
監 査	海外の監査事務所（監査報告書を社長が偽造）

### (5) 問題点

#### ①詐欺的投資事件

顧客資産の保護を行わず、虚偽の高い利回りによって年金資産を受託していた。

#### ②何故事前に発見できなかつたか

③規制の強化によって問題は解決できるか

④年金基金の積立不足問題

## Ⅱ 会社法会計

旧 商 法 の 会 計？ 会社制度と債権者保護

会 社 法 の 会 計？ 情報提供機能(計算要件の強化)と利用者責任

### 1. 旧商法会計から会社法会計へ

- (1) 明治 32 年に施された商法は、大陸法系（成文法）の**債権者保護**（会社の純財産の維持）を法理念とするものであった。
- (2) それは**株式会社制度**（株主有限責任、株式譲渡の自由等）という資金調達（直接金融等）に有利な仕組みに対し、銀行等の**間接資金提供者**の債権の保全という観点から**債権者保護**の必要が生じた。
- (3) 戦後の昭和 25 年の改正は、**慣習法**の法思想に影響されたが、**債権者保護の計算理念**は変わらなかった。
- (4) しかし、平成 18 年に施行された会社法は、**情報提供機能の重視**と**債権者の自己責任**の観点から大幅に改正された。グローバル化の進展、IT 技術の活用などに伴う**時価基準の適用**や**利益分配の多様化**などの下、**情報提供機能**が重視されるようになった。
- (5) そのような事情を反映して、**債権者保護**という視点が薄れて、**利害関係者への情報提供**に重点が移り、次のことが設定されている。
  - ①情報提供機能—メディア、IT 等によるディスクロージャーの強化
  - ②剰余金分配規制—
  - ③計算書類作成要件の強化—

## 2. 会社法会計の一般知識

### (1) 会社法における計算書類等

- ① 計算書類 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表
- ② 計算書類の担当（取締役会設置会社）

作成	代表取締役
監査	監査役(会)
承認	取締役会
確定	株主総会

- ③ 計算書類以外の書類 附属明細書、事業報告、事業報告の付属明細書

### (2) 表示単位

- ① 1円、千円、百万円のいずれか
- ② 切り捨て、四捨五入等は規定なし（通常は切り捨て）
- ③ ゼロ項目、科目の記載の要否（不要）

### (3) 会計帳簿の保存期間

- ① 会計帳簿 仕訳日記帳、総勘定元帳、補助元帳と考えられる
- ② 会社法 株主会社は会計帳簿の閉鎖の時から10年間（会432②）
- ③ 法人税法 総勘定元帳や証憑書類 申告期限から7年間  
(法126、150の2、法規59、67)

### (4) 会計帳簿またはこれに関する資料の閲覧権（会433①一）

- ① 発行済株式の3%以上を持つ株主は、
- ② 閲覧を求める理由を明にして、閲覧できる

## (5) 会計慣行の「しん酌」規定

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準、その他の企業会計の会計慣行をしん酌する(計規3)

「企業会計の基準」の適用 金商法上の大会社、会社法上の会計監査人設置会社

「その他の企業会計の会計慣行」の適用 会計監査人設置会社以外、中小企業の会計指針の位置

## 具体的な決算スケジュールの策定

「取締役会設置+監査役(会)設置+会計監査人非設置」の3月決算会社のスケジュール

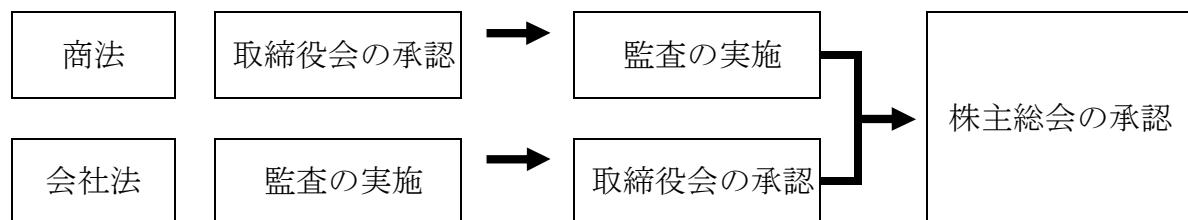
期末日		3月31日
監査役に対する計算書類の提出(注1)	4週間 (注2)	4月上、中旬
監査役からの監査報告		5月上、中旬
取締役会での計算書類承認		5月下旬
株主総会の招集通知の発送	2週間 (注3、4)	6月初
株主総会の開催日		6月中旬

(注1) 説明の便宜上、計算書類とその付属明細書の提出日を同一の日としています。

(注2) 一定の監査期間を確保するという趣旨ですから、監査役が十分と考えれば短縮することも可能です。

(注3) 公開会社でなければ、1週間に短縮できます。また、取締役会設置会社でなければ、1週間未満の期間を定款で定めることも可能です。

(注4) 招集通知の発送日から株主総会の開催日まで2週間必要という場合は、中14日間が必要とされています。



## (6) 諸税金に関する会計処理

## 1. 法人税等の表示（計規 93①） (P/L 末尾の表示)

<b>税引前当期純利益</b>	× ×
	×
法人税、住民税及び事業税	× ×
法人税等追徴額（△還付額）	× ×
法人税等調整額	× ×
<b>当期純利益</b>	× ×
	×

## 2. 法人税等の会計処理等（監査上の取扱い）

① 未払法人税等

**法、住、事の未納付額**

法人税等の税額控除を受ける額は法人税等に含めて処理する。その他は営業外費用項目とする。

③ 利益以外の事業税

**P/L 上原価または販管費項目とする。**

未納付額は「未払法人税等」に含めて処理する。

④ 事業所税

**P/L の原価または販管費項目とする。**

重要な未納付額は「未払事業所税」等とする。

## 3. 繰延税金資産、負債の表示（計規 74、75、83）

関連した資産または負債の分類に基づいて、流動資産、投資その他の資産または流動負債、固定負債に計上する。

特定の資産または負債に関連しないものは、事業年度の翌日から起算して1年内に取崩されるものは流動項目とし、それ以外は固定項目とする。また、流動項目、固定項目については差額表示とする。

### 3. 貸借対照表の様式（計規74、75、76）

**貸借対照表**  
(平成××年××月××日現在)

(単位：××円)

<b>資産の部</b>		<b>負債の部 ⑥</b>	
I	<b>流動資産</b>	I	<b>流動負債</b>
	現金及び預金		1年内返済長期借入金 ⑦
	受取手形		役員賞与引当金 ⑧
	売掛金		未払法人税等
	有価証券	II	<b>固定負債</b>
	商品		長期借入金
	前払費用		退職給付引当金
	<b>繰延税金資産 ①</b>		<b>繰延税金負債 ①</b>
	貸倒引当金		<b>負債合計</b>
II	<b>固定資産</b>	<b>純資産の部</b>	
1	<b>有形固定資産</b>	I	<b>株主資本</b>
	建物(減損損失控除後取得価額)	1	資本金
	構築物	2	新株式申込証拠金
	工具器具及び備品	3	資本剰余金
	車両運搬具	(1)	資本準備金
	建設仮勘定	(2)	その他資本剰余金
2	<b>無形固定資産</b>	4	利益剰余金
	<b>のれん ②</b>	(1)	利益準備金
	施設利用権	(2)	その他利益剰余金
3	<b>投資その他の資産</b>	5	別途積立金
	投資有価証券		繰越利益剰余金
	<b>関係会社</b> 長期貸付金 ③	5	自己株式
	<b>関係会社</b> 株式 ③	6	自己株式申込証拠金
	<b>関係会社</b> 出資金 ③	II	<b>評価・換算差額等</b>
	長期前払費用	1	その他有価証券評価差額
	繰延税金資産(長期)①	2	繰延ヘッジ損益
	貸倒引当金	3	土地再評価差額金
	<b>投資損失引当金 ④</b>	III	<b>新株予約権</b>
III	<b>繰延資産 ⑤</b>	<b>純資産合計</b>	
	新株発行費	<b>負債及び純資産合計</b>	
	資産合計		

- ① 繰延税金資産と繰延税金負債は相殺されて、いずれかが表示される
- ② 「企業結合の会計基準」で「のれん」に一本化(営業権や連結調整勘定)
- ③ 親会社・子会社・関連会社に対するものを含める
- ④ 設定目的を示す適当な名称を付ける
- ⑤ 限定列举の廃止により、会計慣行を斟酌
- ⑥ 法的債務性を有しない引当金に係る「引当金の部」は廃止
- ⑦ 従来、「1年以内」を「1年内」と「財規」との調和

## 4. 損益計算書の様式

### 損益計算書 ①

〔平成××年4月 1日から  
平成××年3月 31日まで〕

(単位: ××円)

科 目	金 額
I ② 売上高	
II 売上原価	
売 上 総 利 益 (金額) ③	
III 販売費及び一般管理費 ⑥	
營 業 利 益	
IV 営業外収益 ④	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	
賃 貸 収 入	
為 替 差 益	
受 託 業 務 収 入	
雜 収 入	
V 営業外費用 ④	
支 払 利 息	
社 債 利 息	
新 株 発 行 費 償 却	
賃 貸 原 價	
雜 損	
經 常 利 益	
VI 特別利益 ④	
固 定 資 産 売 却 益	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	
VII 特別損失 ④	
固 定 資 産 除 去 損	
役員退職慰労引当金繰入額	
稅 引 前 当 期 純 利 益	
法人税、住民税及び事業税	
法 人 稅 等 調 整 額 ⑧	
當 期 純 利 益 ⑤⑦	

- ① 財務諸表等規則(金融商品取引法)との調和を図ることとされている
- ② 区分表示 I～VII
- ③ 段階損益の表示
- ④ 重要性のあるものは細分表示
- ⑤ 株主資本変動計算書の「その他利益剰余金」の当期変動額と突合一致
- ⑥ 役員賞与は発生した会計期間の費用として処理する  
(仕訳例) 期末時 役員賞与引当金繰入額 ×××／役員賞与引当金 ×××
- 決議時 仕訳なし  
支給時 役員賞与引当金 ×××／現預金 ×××
- ⑦ 包括利益の表示をすることができる(計規 95)  
当期純利益 + その他利益(有価証券の時価評価差額等)
- ⑧ 会計監査人設置会社以外は税効果会計は任意適用

## 5. 株主資本等変動計算書の様式 ①

(単位：××円)

資本金	株主資本							評価・換算差額等			純資産合計 新株予約権 計					
	資本剰余金			利益剰余金				自己株式 合計								
	資本準備金	その他の資本剰余金	計	利益準備金	その他の利益剰余金											
					××積立金	繰越利益剰余金										
前期末残高																
当期変動額																
新株の発行																
剰余金の配当																
当期純利益																
自己株式の取得、処分																
×××××																
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)																
当期変動額合計																
当期末残高																

- ① B/Sの純資産の部の一会計期間中の変動状況を株主等に示す(会435② 計規59①)  
 従来、決算確定手続のみにより変動していた純資産の部の数値の変更が多様化(自己株式の取得、消却、処分、有価証券評価差額金等)したため、純資産の部の変動を明確に把握する必要が生じてきた

②

## 6. 中小規模の会社における注記表の記載例

会計監査に設置会社でも公開会社でもない株式会社については、重要な会計方針に係る事項に関する注記、**株主資本等変動計算書**に関する注記および**その他の注記以外**の注記事項を省略することが可能である。その他の注記とは、会計方針の変更や後発事象等の追加情報等である。ただし、計算書類の内容や会社の状況については、適宜注記事項を追加するのが望ましい。

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

###### (1) 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

###### (2) 時価のないもの

移動平均法による原価法

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 製品、半製品、原材料 年次総平均法による原価法

##### (2) 貯蔵品 最終仕入原価法

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

建物は定額法。その他の資産は定率法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 10～50 年

工具器具備品 5～20 年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

#### 4. 繰延資産の処理方法

##### 新株発行費

支出時に費用処理しております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法の法定繰入率に基づく繰入限度額により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、実際支給見込額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額の 100%から当事業年度末の年金資産を差し引いた額を計上しております。

##### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、退職慰労金支給に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 6. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、期末日の為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 7. 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

## (会計方針の変更)

1. 役員退職慰労引当金
  2. リース取引に関する会計基準
- (表示方法の変更)

## (貸借対照表の注記) ×

1. 有形固定資産の減価償却累計額 ×××千円
2. 担保に供している資産  
土地のうち、×××千円を長期借入金×××千円の担保に供しております。
3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務は次のとおりであります。  
短期金銭債権 ×××千円  
短期金銭債務 ×××千円
4. 取締役及び監査役に対する金銭債権は次のとおりであります。  
短期金銭債権 ×××千円  
長期金銭債権 ×××千円

## (損益計算書の注記) ×

## 関係会社との取引高

- (1) 売上高 ×××千円
- (2) 仕入高 ×××千円
- (3) 営業取引以外の取引高 ×××千円

## (株主資本等変動計算書の注記)

1. 事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
2. 事業年度の末日における自己株式の種類及び総数  
普通株式 ..... ×××株
3. 剰余金の配当に関する事項
  - (1) 平成×1年×月×日開催の株主総会において、次のとおり決議しております。  
普通株式の配当に関する事項
 

配当金の総額 .....	××百万円
配当の原資 .....	利益剰余金
1株当たりの金額 ...	××円
基準日 .....	×年×月×日
効力発生日 .....	×年×月×日
  - (2) 平成×2年×月×日開催の株主総会において、次のとおり決議する予定であります。  
普通株式の配当に関する事項
 

配当金の総額 .....	××百万円
配当の原資 .....	利益剰余金
1株当たりの金額 ...	××円
基準日 .....	×年×月×日
効力発生日 .....	×年×月×日

## (1株当たり情報の注記) ×

1. 1株当たり純資産額 ×××円××銭
2. 1株当たり当期純利益 ××円××銭

## 7. 附属明細書の様式

### 1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(取得原価による記載)								
区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額
有形固定資産		円	円	円	円	円	円	円
	計							
無形固定資産								
	計							

(記載上の注意点)

- ① 減損損失を認識した場合には、当期の減損損失を「当期減少額」欄に内書（括弧書）きします。
- ② 合併、事業の譲受けまたは譲渡、災害による廃棄等の特殊な理由による重要な増減があった場合には、その理由ならびに設備等の具体的な内容および金額を脚注します。

### 2. 引当金の明細

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
	円	円	円	円	円

- ① 「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を脚注します。
- ② 退職給付に関する注記を個別注記表に記載しているときは、附属明細書にその旨を記載することで明細の記載を省略することができます。
- ③ 「当期増加額」と「当期減少額」は相殺せずに、それぞれ総額で記載します。

### 3. 販売費及び一般管理費の明細

科目	金額	摘要
	円	
計		

## 8. 事業報告

記載事項	項目ごとの内容	参考となる資料
株式会社の状況に関する重要な事項	① 我が国の経済環境 ② 会社の属する業界の状況 ③ 会社の経営方針 ④ 会社の当期の業績 ⑤ 会社の長期目標 ⑥ 経営上の重要な契約 ⑦ 研究開発活動等	① 新聞・雑誌 ② 新聞・雑誌・業界専門誌 ③ 社内報 ④ 試算表・計算書類 ⑤ 経営計画書など ⑥ 各種契約書 ⑦ 社内研究開発資料
体制の整備の決定または決議の内容	① 内部統制の体制の整備についての決定	① 取締役会等決定機関の議事録

## 9. 事業報告の附属明細書の様式

他の法人等の業務執行取締役等を兼ねる会社役員の兼職の状況の明細

区分	氏名	業務先法人名	業務の内容	備考
取締役	○○ ○○	(株)◇◇商事	取締役	
	×× ××	△△ 株	取締役	
監査役	□□ □□	(株)○○商会	監査役	
	◇◇ ◇◇	×××(株)	取締役	

(注) 備考欄には、当該他の法人等の事業が当該株式会社の事業と同一のものである場合に、その旨を記載します(施規128②後段)。

## 10. 監査報告書記載例

### 監査報告書

監査役××××は、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第××期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容 ①

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査するなどの方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果 ②

##### (1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。 ③

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

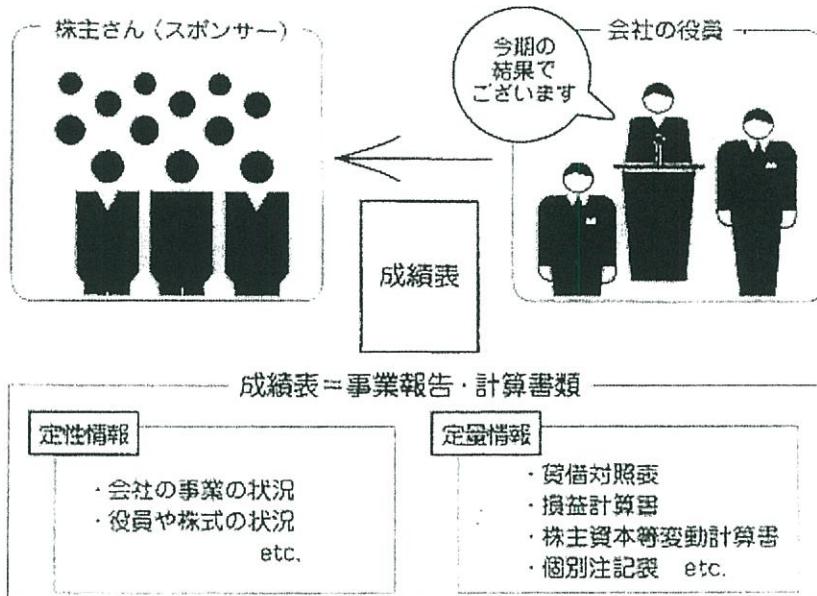
計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成×年×月×日 ④

×××株式会社  
監査役 ×××× 印

- ① 会計監査人を設置していませんから、監査役は、自ら主体的に会計監査を行う必要があります。
- ② 指摘するべき事項がある場合には、「監査の結果」の項にその旨とその事実について明瞭かつ簡潔に記載することになります。
- ③ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を認めた場合には、その事実を具体的に記載することになります。
- ④ 監査報告書作成日は、法定記載事項とされています。

会社のスポンサーは株主さん



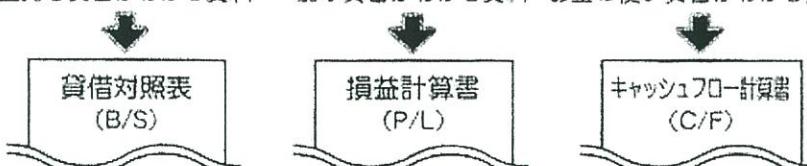
経理部の人が作っているものはコレ！

経理部の人のゴールは何か？

⇒ 会社の儲け具合やお金持ちかどうかがわかる資料を作ること

成果物リスト

金持ち具合がわかる資料 儲け具合がわかる資料 お金の使い具合がわかる資料



仲間を合体させた資料

連結財務諸表

株主さんに提出する自己採点表

事業報告

会社に投資してもらうために作る勧誘書類

有価証券報告書

これだけは知らなきゃヤバいよ！会計  
(中尾篤史著 2011年4月 すばる舎発行)

1. 旧商法の会計の特色  
債権者保護(会社財産の維持)の重視
2. 会社法会計の特色  
経営者の受託責任や会社の債務弁済能力など情報提供機能の重視と株主債権者の自己責任の観点
3. 旧商法→会社法の変化とその必要性  
株主のための有利な仕組(株主の経営参加と有限責任)として制度化された株式会社制度は同時に、債権者(銀行等)の債権保全の強化(債権者保護)を必要とした。このため会社の計算規定は「債権者保護」を中心としたが、20世紀の末からのグローバル化による実物財の経済から金融財、無形財の重視は、会社法の計算規定の目的を「情報提供機能」と「計算書類作成の要件強化」を通じて情報の信頼性による株主も含めて債権者自らの自己責任原則を重視する考え方へと変化した。
4. 会社法計算書類の4表(1)貸借対照表とは、  
決算日時点(例えば3月31日)に会社がどの位の資産を持ち、どのように資金を調達したかを表示する計算書類。  
(資産－負債＝純資産)
5. (2)損益計算書とは、  
会計期間内にどのように、どのような利益をあげたかを表示する計算書類。  
(収益－費用＝利益)
6. (3)株主資本等変動計算書とは、  
B/Sの純資産の部の一会計期間中の変動状況を株主等に示す計算書類  
従来、決算確定手続のみにより変動していた純資産の部の数値の変更が多様化(自己株式の取得、消却、処分、有価証券評価差額金等)したため、純資産の部の変動を明確に把握するに必要。
7. (4)注記表とは、  
B/SやP/L、株主資本等変動計算書などの内容や会社の状況を計算書類の利用者に、より正確に伝えるため補足的に説明する計算書類。
8. キャッシュフロー計算書とは、  
B/Sにおける現預金(Cash)増減即ち、Cash(お金)の動きを(1)営業活動、(2)投資活動、(3)財務活動に分けて、一定期間のCashの増減を把握できる表。

### Ⅲ 会社法改正要綱を読んで

#### 1. 社外取締役の選任の義務付け

有報提出会社に社外取締役が存在しない場合、社外取締役を置くことが相当でない理由を事業報告の内容とする。

#### 2. 監査・監督委員会設置会社制度の創設

自ら業務執行をしない社外取締役を複数置くことで、業務執行と監督の分離を図りつつ、その社外取締役が監査を行うとともに、経営者の選定・解職等の決定への関与を通じて監督機能を果たす。新たな機関設計を認める。委員会の任期は2年、構成員は3人以上、その過半数が社外取締でなければならない。

#### 3. 社外取締役・社外監査役の要件の見直し

「親会社等の関係者」、「兄弟会社等の関係者」、「当該企業の関係者の近親者」でないことなどを追加する。

#### 4. 詐害的な会社分割における債権者の保護

分割会社が、承継会社に承継されない債務の債権者（残存債権者）を害することを知って会社分割をした場合には、残存債権者は承継会社に対して、当該債権の履行を請求することができる。